

防官企第3764号
23.3.31
改正 防官企第4253号
24.3.30

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛大臣

防衛省政策評価実施要領について(通達)

標記について、別添のとおり定めたので、これにより実施されたい。
なお、防官政第2506号(18.3.27)は、廃止する。

添付書類：防衛省政策評価実施要領

防衛省政策評価実施要領

第1 趣旨

この要領は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の規定を実施するため、防衛省における政策評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 政策評価

1 政策評価に関する基本計画の作成等

(1) 防衛省の所管行政の各分野において計画的かつ効率的に政策評価を行うため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）は、政策評価法第6条及び政策評価に関する基本方針の規定に基づき、3年以上5年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）案を作成するものとする。

(2) 企画評価課は、前号の基本計画案を作成したときは、別に定める委員会（以下「委員会」という。）に付議の上、原則として当該計画期間初年度の前年度の3月末日までに防衛大臣に決定を求めるものとする。

(3) 企画評価課は、基本計画が決定されたときは、防衛省内部部局の各課（これに準ずる組織を含む。以下「政策所管課」という。）及び当該政策所管課が所管する政策の実施に係る施設等機関、各幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局（以下「各機関等」という。）に通知するとともに速やかに総務省に通知し、公表するものとする。

(4) 前2号の規定は、基本計画の変更について準用する。

2 事後評価の実施に関する計画の作成等

(1) 企画評価課は、政策評価法第7条の規定に基づき、1年ごとに、計画期間並びに事後評価の対象としようとする施策又は事務事業（以下「施策等」という。）の案、当該施策等ごとの具体的な事後評価の方法及び当該施策等の達成すべき目標（実績評

価によるものに限る。)を定めた事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)案を作成するものとする。

- (2) 企画評価課は、第1号の実施計画案を作成したときは、委員会に付議の上、毎年度原則として6月15日までに防衛大臣に決定を求めるものとする。
- (3) 企画評価課は、実施計画が決定されたときは、政策所管課及び各機関等に通知するとともに速やかに総務省に通知し、公表するものとする。
- (4) 前2号の規定は、実施計画の変更について準用する。

3 概算要求前に実施する政策評価の実施手続

事前の事業評価及び概算要求前に実施する中間段階の事業評価の実施手続は、次のとおりとする。

- (1) 政策所管課は、事前の事業評価にあつては、政策評価法第9条及び基本計画、概算要求前に実施する中間段階の事業評価にあつては、基本計画及び実施計画の規定に基づき、それぞれの対象となる施策等について評価書案を作成し、原則として7月15日までに企画評価課に提出するものとする。

評価書案の作成に当たっては、データ、参考文献等評価のために用いた資料を可能な限り添付するものとする。
- (2) 企画評価課は、第1号の評価書案について意見を付した上で、原則として8月15日までに委員会に付議するものとする。
- (3) 評価書案に記載されている事業規模等を修正する必要がある場合には、政策所管課は、評価書案を修正し、前号の規定により委員会に付議される前に、企画評価課に提出するものとする。
- (4) 第3号の規定は、評価書案の修正について準用する。
- (5) 企画評価課は、評価書案について委員会に付議した後、原則として概算要求前までに防衛大臣に決定を求めるものとする。

(6) 企画評価課は、評価書が決定されたときは、政策所管課及び各機関等に通知するとともに速やかに総務省に通知し、当該評価書及びその要旨を公表するものとする。

4 中間段階及び事後の事業評価の実施手続

中間段階の事業評価（概算要求前に実施するものを除く。）及び事後の事業評価の実施手続は、次のとおりとする。

(1) 政策所管課は、基本計画及び実施計画の規定に基づき、中間段階の事業評価（概算要求前に実施するものを除く。）及び事後の事業評価の対象となる施策等について、評価書案を作成し、原則として1月15日までに企画評価課に提出するものとする。

評価書案の作成に当たっては、データ、参考文献等評価のために用いた資料を可能な限り添付するものとする。

(2) 企画評価課は、前号の評価書案について意見を付した上で、原則として3月15日までに委員会に付議するものとする。

(3) 企画評価課は、評価書案について委員会に付議した後、原則として3月末日までに防衛大臣に決定を求めるものとする。

(4) 企画評価課は、評価書が決定されたときは、政策所管課及び各機関等に通知するとともに、速やかに総務省に通知し、当該評価書及びその要旨を公表するものとする。

5 施策（狭義）についての実績評価の実施手続（目標管理型の政策評価）

施策（狭義）についての実績評価については、目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく目標管理型の政策評価によるものとし、その実施手続は次のとおりとする。

(1) 政策所管課は、1年ごとに、施策の達成すべき目標、目標の測定指標等を整理した事前分析表案を作成し、原則として、事前分析の対象となる年度の5月15日までに企画評価課に提出するものとする。

(2) 企画評価課は、前号の事前分析表案を取りまとめ、原則とし

て事前分析の対象となる年度の6月15日までに委員会に付議し、承認を求めるものとする。

(3) 企画評価課は、事前分析表が承認されたときは、政策所管課及び各機関等に通知するとともに速やかに総務省に通知し、公表するものとする。

(4) 前2号の規定は、事前分析表の変更について準用する。この場合において、第2号中「事前分析の対象となる年度の6月15日までに」とあるのは「当該取りまとめ後の最初の」と読み替えるものとする。

(5) 政策所管課は、基本計画及び実施計画の規定並びに前年度に作成した事前分析表に基づき、対象となる施策について評価書案を作成し、原則として事前分析の翌年度の5月15日までに企画評価課に提出するものとする。

評価書案の作成に当たっては、データ、参考文献等評価のために用いた資料を可能な限り添付するものとする。

(6) 企画評価課は、前号の評価書案について意見を付した上で、原則として事前分析の翌年度の6月15日までに委員会に付議するものとする。

(7) 企画評価課は、評価書案について委員会に付議した後、原則として事前分析の翌年度の概算要求前までに防衛大臣に決定を求めるものとする。

(8) 企画評価課は、評価書が決定されたときは、政策所管課及び各機関等に通知するとともに速やかに総務省に通知し、当該評価書を公表するものとする。

6 事務事業についての実績評価の実施手続

事務事業についての実績評価の実施手続は、次のとおりとする。

(1) 政策所管課は、基本計画及び実施計画の規定に基づき、対象となる事務事業について評価書案を作成し、原則として5月15日までに企画評価課に提出するものとする。

評価書案の作成に当たっては、データ、参考文献等評価のために用いた資料を可能な限り添付するものとする。

- (2) 企画評価課は、前号の評価書案について意見を付した上で、原則として6月15日までに委員会に付議するものとする。
- (3) 企画評価課は、評価書案について委員会に付議した後、原則として概算要求前までに防衛大臣に決定を求めるものとする。
- (4) 企画評価課は、評価書が決定されたときは、政策所管課及び各機関等に通知するとともに速やかに総務省に通知し、当該評価書及びその要旨を公表するものとする。

7 総合評価の実施手続

総合評価の実施手続は、次のとおりとする。

- (1) 政策所管課は、基本計画及び実施計画の規定に基づき、総合評価の対象となる施策等について評価書案を作成し、原則として3月末日までに企画評価課に提出するものとする。

評価書案の作成に当たっては、データ、参考文献等評価のために用いた資料を可能な限り添付するものとする。
- (2) 企画評価課は、前号の評価書案について意見を付した上で、原則として当該計画期間初年度の翌年度の6月15日までに委員会に付議するものとする。
- (3) 企画評価課は、評価書案について委員会に付議した後、原則として概算要求前までに防衛大臣に決定を求めるものとする。
- (4) 企画評価課は、評価書が決定されたときは、政策所管課及び各機関等に通知するとともに、速やかに総務省に通知し、当該評価書及びその要旨を公表するものとする。

8 有識者会議の知見の活用

- (1) 企画評価課は、基本計画案及び実施計画案を作成するに当たって、別に定める防衛省政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の知見を活用するものとする。

(2) 企画評価課は、政策所管課が作成した評価書案に意見を付すに当たり、有識者会議の知見を活用するものとする。

9 臨時に実施する政策評価

企画評価課は、国民から寄せられた意見等を踏まえ、臨時に政策評価を実施する必要性があると認める場合には、政策評価の対象となる施策等を担当する政策所管課の意見を付して委員会に付議した上で当該政策所管課に対し、当該政策等の評価書案の作成を求めるとともに、当該評価書が決定されるまでに第2項第4号の規定により、実施計画の変更に係る手続をとるものとする。

第3 政策評価の業務への反映、公表等

1 評価結果の反映

(1) 政策所管課は、政策評価の結果の内容を踏まえ、事業の継続、変更等の検討、既存の制度等の改廃、新たな制度等の必要性の検討、翌年度以降の防衛省の施策等の企画立案への反映等各種の改善措置をとるものとし、当該改善措置について、少なくとも年に1回、当該政策所管課は企画評価課に通知するものとする。

(2) 企画評価課は、政策所管課による改善措置が評価書を踏まえたものかを確認し、改善措置が不十分である場合にはその旨を政策所管課に通知するものとする。

2 評価結果等の公表方法

企画評価課は、基本計画、実施計画、評価書及びその要旨並びに政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たり、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備付け等国民が容易にその内容を知り得るよう必要な措置をとることとする。

3 国民の意見及び要望を受け付けるための窓口の整備

企画評価課は、評価書等に対する国民の意見及び要望を受け付ける窓口となり、寄せられた意見及び要望を基に評価手法、評価基準等の高度化を図るとともに、基本計画及び実施計画の作成の資とする。

第4 委任規定

この実施要領に定めるもののほか、政策評価の実施に関し必要な事項については、大臣官房長から通知させる。